

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令 の一部を改正する政令の概要

令和7年3月
総務省

1 改正の趣旨

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目を定めるほか、所要の規定の整備を行う。

2 主な改正の内容

(1) 固定資産税に係る課税の特例に関する細目

生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る特例措置について、特例の適用を受けるために必要となる雇用者給与等支給額の引上げ幅(※)を定める。

※ 1.5%以上の引上げ(3年間、1/2の特例率を適用)

3%以上の引上げ(5年間、1/4の特例率を適用)

(2) 個人住民税の特定親族特別控除の創設等に伴う所要の規定の整備

- ・ 複数の納税義務者の特定親族に該当する者についての取扱い等を定める。
- ・ ひとり親控除及び雑損控除に係る所得要件の引上げ(※)を行う。

※ 所得要件を現行48万円以下から58万円以下に引き上げる。

3 施行期日

原則として令和7年4月1日